

7月10日は参議院議員通常選挙の投票日です

皆さんの意思を国政に反映させる大切な選挙です。大切な1票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

高島市で投票できる方

今回の参議院議員通常選挙から満18歳以上の方が投票できるようになります。詳しい条件は次のとおりです。

平成10年7月11日以前に生まれた方で、平成28年3月21日以前から、引き続き3か月以上高島市に住所があり、選挙人名簿に登録されている方。

〔高島市へ転入された方〕

平成28年3月22日以降に高島市へ転入届を出された方は、高島市では投票できません。

ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていたれば、前住所地で投票できます。(※前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

〔高島市から転出された方〕

平成28年2月22日以降に、高島市から転出された方で転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、高島市の選挙人名簿に登録されていれば、高島市で投票することができます。

期日前投票をご利用ください

投票日(7月10日)に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

〔期日前投票の期間と場所〕

〔市役所本庁〕

6月23日(木)から7月9日(土)までの毎日

8時30分から20時まで

〔各支所〕

7月2日(土)から9日(土)までの毎日

8時30分から20時まで

投票日 7月10日
投票時間 7時から20時まで
(一部の投票所では19時までとなります)

投票時間の繰り上げにご注意ください

投票所と開票所の距離が離れている山間地域などは投票時間が1時間繰り上げられ19時までとなりますのでご注意ください。

第1投票区(マキノ町西浜)の投票所が変わります

これまで投票所として使用していた西浜集会所の工事に伴い、第1投票区の投票所が西浜老人憩の家に変更となります。お間違えのないようご注意ください。

〔投票時間が繰り上げられる投票所〕 7時から19時まで

地域	投票所
マキノ	野口 草の根ハウス野口集会所
	在原 在原草の根ハウス
	山中 山中生活改善センター
	下 下区民会館
	浦 地福庵
今津	小荒路 小荒路多目的集会施設
	角川 角川生活改善センター
	椋川 ECC 学園高等学校
朽木	天増川 天増川自治会交流施設
	保坂 保坂区草の根ハウス
	雲洞谷・能家 朽木雲洞谷集会所
朽木	中牧 高島市立朽木西小学校
	木地山 朽木木地山集会所
	平良 朽木平良集会所
	村井・大野 朽木村井集会所
朽木	栢生 朽木栢生農事集会所



あなたの夢を実現させてみませんか?

高島市の特定創業支援事業のご案内

高島市は、創業支援事業者(高島市商工会、地域金融機関等)と連携した創業支援事業計画を策定し、平成27年10月2日に経済産業省から認定を受けました。この認定に伴い、市内で創業をお考えの方、創業後間もない方(創業後5年未満)を対象に、次の2つの特定創業支援事業を行います。

〔たかしま実践型創業塾〕の開催

創業希望者を対象に「たかしま実践型創業塾」を開催します。(下記の記事参照)

〔ワンストップ相談窓口〕の設置

高島市商工会内に、創業希望者に対して、ビジネスプランから資金計画等、幅広い分野の相談に対応するワンストップ相談窓口を設置します。

事業参加者にはこんなメリットが!

- 1 登記にかかる登録免許税が軽減!
(株式会社設立時)
- 2 創業関連の融資にかかる信用保証料(無担保・第三者保証人なし)が拡大!
(日本政策金融公庫が取り扱う)
- 3 新創業融資制度の自己資金要件が撤廃!
- 4 創業資金融資の利子補給!
高島市独自

●特定創業支援事業とは・・・
創業を行おうとする方に対する継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識がすべて身につく事業をいいます。

※メリットを受けるためには創業塾への参加が必要です。詳しくはお問い合わせください。

たかしま実践型創業塾2016 参加者募集

「独立開業したい!」「ずっと夢だったお店を開きたい!」と考えていても具体的に何から準備すればいいのか分からない。そんな悩みを「たかしま実践型創業塾」では解決します。

創業塾のPoint

- ◆各分野の専門家が集合し、創業に必要な実践的なノウハウをお伝えします!
- ◆創業を成功させるための顧客獲得力を身に付ける、マーケティング重視のカリキュラム!
- ◆中小企業診断士による個別相談で一人一人に合わせた、事業化に関するサポートを行います!
- ◆グループワークや交流会を通して参加者同士のネットワーク作りをお手伝いします!

- ▶場所 高島市商工会本所(安曇川町田中89)
- ▶対象者 創業に興味のある方・これから創業、起業を予定している方・創業して間もない方
- ▶定員 15人
- ▶受講料 1,000円(全講義分・テキスト代含む)
- ▶申込方法 7月25日(日)までに申込書にて高島市商工会までお申し込みください。

※申込書は高島市商工会ホームページで入手可能です。(http://www.takashima-syo.jp/)

日程	内容
7月30日(土)	(午前)オリエンテーション・創業の基礎知識、(午後)マーケティングの基本①・創業者からの体験談、交流会
8月6日(土)	(午前)マーケティングの基本②、(午後)経営者に必要な税務・財務の基礎知識
8月20日(土)	(午前)販売戦略の基礎知識、(午後)効果的な販売促進
8月27日(土)	(午前)WEBを活用した販売促進、(午後)人事労務の基礎知識・資金調達、融資制度・まとめ
8月31日(水)	(午後)講師による個別相談

☎ 高島市商工会 経営支援課 ☎ (32) 1580

☎ 商工振興課 ☎ (25) 8514

☎ 高島市選挙管理委員会事務局 ☎ (25) 8000

高島の夏まつり

高島を彩る地域の夏まつりの日程を紹介します。

2016あど川夏まつり 宴JOYあどがわ

▶日時 7月30日(土) 17時～21時30分
▶場所 健康の森梅ノ子運動公園特設会場
▶内容 園児創作みこし、ステージ発表、模擬店など
あど川夏まつり実行委員会 (安曇川支所内)
☎(32) 1131

近江今津ふるさと夏まつり やっさ!今津!!2016

▶日時 8月1日(日) 16時～21時30分
▶場所 高島市民会館駐車場
▶内容 高島音頭総おどり、模擬店、湖上灯ろう、
ステージイベント、花火大会など
あど川夏まつり実行委員会 (今津支所内)
☎(22) 2551

マキノサマーカーニバル2016

▶日時 8月6日(土) 15時～21時
▶場所 マキノサニービーチ高木浜
▶内容 ライブステージ、ビンゴ大会、
ふるさとパザール、花火大会など
あど川夏まつり実行委員会
☎(28) 8002

2016たかしま夏まつり

▶日時 8月6日(土) 15時30分～21時15分
▶場所 萩の浜(北浜)
▶内容 ステージ発表、抽選会、花火大会など
あど川夏まつり実行委員会
☎(36) 2011

身体障害者相談員および 知的障害者相談員が 相談をお受けします!

身体に障がいのある方や知的障がいのある方、また、そのご家族を対象に、日頃の家庭での生活における困りごとや悩み事、障がい者福祉全般に関する相談をお受けします。秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

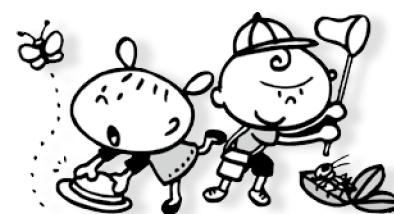
▼身体障害者相談員

氏名	住所・電話番号
かなたに てるお 金谷 照夫	マキノ町海津 (28) 0453
しみず まさはる 清水 政治	今津町桂 (22) 1386
あだち いさお 足立 勲	新旭町藁園 (25) 2848
しみず としひろ 清水 透弘	安曇川町青柳 (32) 4208
やまもと しげお 山本 重夫	今津町南新保 (22) 4531
なかえ みつお 中江 光男	音羽 (36) 0630

▼知的障害者相談員

氏名	住所・電話番号
いしだ たかよし 石田 孝義	今津町大供 (22) 0876
こまい しょういち 駒井 正一	安曇川町北船木 (34) 0658
こじま のりこ 小嶋 典子	勝野 (36) 2040

あど川夏まつり課 ☎(25) 8516



もうすぐ夏休み。 家族で地域で子どもを守ろう

7月は青少年の非行・被害防止強調月間

もうすぐ夏休みです。青少年にとっては、自由な時間が増え、気持ちが開放的になる季節です。飲酒、喫煙、深夜徘徊、暴力行為、危険ドラッグなどの非行や、犯罪に巻き込まれないように地域全体で青少年を見守り、支え育てる環境が大切です。



青少年の皆さんへ

●万引き、飲酒、喫煙、危険ドラッグ…
あなたの未来を壊さないでください。

●出会い系サイト、児童ポルノ…
あなたに傷ついてほしくありません。

「青少年とのふれあい」
登下校の時間帯の声かけ、夏休みのラジオ体操、地域での行事などに積極的に参加して、地域の青少年と関わりをもつ時間を増やしましょう。

「青少年の非行・被害防止」
夜更かしや深夜徘徊などの行動は、非行への第一歩となります。青少年への積極的な声かけをお願いします。

「スマートフォンに潜む危険」
迷惑メール、個人情報漏えい、出会い系サイトによる被害やトラブルが多発しています。スマートフォンの機能は便利ですが、危険性もあります。使い方によって被害者にも加害者にもなりますので、危険性をよく理解し、使い方のルールを決め、適切なフィルタリング設定をお願いします。

※青少年について気になる行動がある場合、高島市少年センターまでご連絡ください。

あど川夏まつり課
☎(32) 4458
あど川夏まつり課
☎(32) 3828

困ったことがあれば、 相談してください。

学校のことや友達のこと、落ち込んだり、イライラしたり、悩んだりしていませんか。ひとりで悩まず誰かに相談しましょう。

▼相談方法

面談 (来所・訪問)、電話
※事前予約により、下記時間外や土曜日・日曜日、祝日の相談にも応じます。また、相談場所はお電話に相談にお願いします。

▼相談時間

月～金曜日 9時～17時
(土日、祝日、12月29日から1月3日まで休み)

▼相談内容

学校のこと、友達のこと、家族のこと、仕事のこと、問題行動など
(おおむね中学生～30代まで)



子ども・若者支援センター「あすくる高島」
安曇川町田中455 (安曇川支所内)
相談専用電話 (32) 3824

地域の子どもたちの安全を見守りましょー
高島子ども安全リーダー

各小学校区から推薦された66人の「子ども安全リーダー」委嘱式が6月8日(水)に行われました。子ども安全リーダーは、緑の腕章と帽子を着用し、通学路等の一斉パトロールをはじめとした活動を通じて、地域の子どもの安全を見守ってくださいます。一年間、よろしくお願ひします。

メール配信サービス「リアルタイム高島」

不審者情報を

お知らせしています！



《登録方法》

下記の登録用アドレスに空メールを送信してください。(下記の二次元コードを読み取っていただく簡単になります。)

折り返し登録用のメールが送られますので、内容に従って登録手続きを行ってください。



登録用アドレス
real.takashima@sg-m.jp



青少年課 ☎(32) 4458



後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

(75歳以上または65歳から74歳までの一定の障がいがある方)



平成28年度の保険料の額を7月にお知らせします

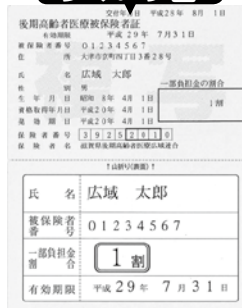
後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成28年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。

- ▶保険料の計算のもとになるのは？
平成27年中の所得に基づいて計算します。
- ▶保険料の納付方法は？
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

8月1日からの新しい被保険者証を7月にお送りします

うぐいす色

新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便でお送りします。



- ▶8月1日は被保険者証の更新日です
更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。
8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんがご注意ください。(有効期限をお確かめください。)



公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を！

高齢者を狙った還付金詐欺が、全国各地で多数発生しています。県内でも、後期高齢者医療制度の被保険者宅で発生したとの報告が、複数寄せられています。手口はいずれも、厚生労働省、県、市町や広域連合などの職員を装い、電話をかけた訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

市町や広域連合などの公的機関が金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、ATM(現金自動払出機)を操作するよう指示することは絶対にありません。

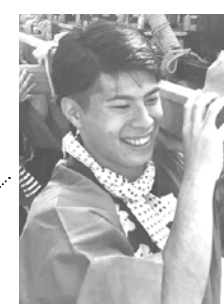
「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談したり、警察、保険年金課または広域連合へご連絡ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

- ▶「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」とは？
入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関にこの認定証を提示すると、窓口での医療費のお支払いの上限が限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます。
- ▶対象となる方は？
後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成28年度の住民税が世帯全員非課税の方
- ▶手続き方法は？
平成28年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、平成28年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封してお送りします(申請手続きは不要)。
- ▶対象となる方で
限度額認定証をお持ちでない方は？
保険年金課または各支所で申請してください。
【持ち物】被保険者証と印鑑(認印可)

☎保険年金課 ☎(25) 8137 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077 (522) 3013

朽木の暮らし ~緑のふるさと協力隊の紹介~



平成28年度 緑のふるさと協力隊隊員
なかざわ ゆうた
中澤 勇太 (20歳)

皆さま、初めまして！「緑のふるさと協力隊」として4月から朽木地域に派遣されました中澤 勇太です。20年間東京で生まれ育ち、3月まで学生だった私は、農山村に憧れ、協力隊になりましたが、実際に暮らしてみて、朽木の森林風景や、住んでいる市場区の街並みなどに感銘を受けました。まだまだ始まったばかりですが、1年間で朽木地域を中心に高島市の資源を見つけ、情報を全国に広げられたらな、と思っています。勉強・体験、初めてだらけの日々ですが、まずは楽しく！高島Lifeを過ごしたいと思ひます♪ よろしくお願ひします。
☎朽木支所 ☎(38) 2331

協力隊のさいご記



【さいご】歳時 催事 細事 etc...
移ろいや催し、日々感じる細々したことを地域おこし協力隊の感性で徒然伝えていくコーナーです。

「今、夜の11時15分」

夜は暗い。当たり前のことだが、原は都会暮らしのなかで忘れていた。移住したばかりの頃、遅くなる日は懐中電灯を必ず持って家を出た。最近、天気のいい日は遅くなくても懐中電灯を持たずに帰る。通い慣れた道なら月明かりで十分だ。というよりも月明かりを気に入っている。月は太陽の光を反射している。太陽がないと月明かりはなく、夜道を照らすこともできない。ぶっちゃけた話が、月は協力隊と同じです。太陽はこれをお読みの地域住民さん。道は高島の将来。夜道みたいに視界不良の将来もあります。でも地域住民さんの力を協力隊が受け止めて、反射させて少しでも夜道が歩きやすくなれば...とか書いてると時間はもう0時前...

病気について学びませんか？

糖尿病教室、心臓病教室を開催しています



当院では、医師・看護師をはじめ管理栄養士や理学療法士などの専門の職員が、病気について教室を開き指導を行っています。お気軽にご参加ください。

【糖尿病教室】

毎回前半は医師や薬剤師、臨床検査技師などからの講義、後半は管理栄養士からの食事に関する指導という形をとっています。実際に食品を計量したり、個人にあったカロリーでの昼食会を計画したりと「参加型で、よりわかりやすい教室」を目指しています。

▶日程 毎月第2火曜日 13時～14時
(9月・3月のみ12時～13時)

▶対象 当院内科で加療中の糖尿病患者さん

▶費用 指導料240円程度
(健康保険の種類により異なります)

※9月と3月は食事付きとなり、食材料費として514円(税込)が必要になります。

毎回理学療法士による「簡単にできる運動」の指導があります。動きやすい服装でご参加ください。

【心臓病教室】

循環器内科医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士が、病気のことや、薬・食事・運動についてお話しさせていただきます。

毎回食塩2gの減塩食も試食していただきます。

▶日程 7月14日(土)、10月13日(土)、
平成29年1月12日(土) 12時～13時

▶対象 当院で加療中の患者さんとそのご家族

▶費用 食材料費514円(税込)と
指導料240円程度
(健康保険の種類により異なります)

いずれも参加には申し込みが必要です。申し込みは当院栄養管理センターまでお問い合わせください。

〒990-8585 高島市民病院栄養管理センター
☎(36) 0220 (代)

国保年金あらかると

国民年金保険料の免除等を受けるには？



国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、市役所保険年金課または各支所で手続きをしてください。

▼受付は7月1日から

今年度の免除等の受付は7月1日から開始し、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

▼納付猶予対象者の年齢が拡大されます

併せて平成28年7月1日から平成37年6月30日までの間について、30歳未満の被保険者だけでなく、30歳から50歳未満の被保険者も納付猶予の対象者となり、納付猶予対象者の年齢が拡大されます。ただし、30歳から50歳未満の被保険者の納付猶予は、平成28年7月以降の月分が対象となります。

▼2年1か月前までさかのぼりが可能に

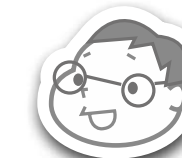
また、平成26年4月に法律改正され、申請日から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請することができるようになりました。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったが、免除申請を忘れていたために保険料未納期間を有している方等は、一度市役所保険年金課または各支所、大津年金事務所へご相談ください。

〒990-8585 国保年金課 ☎(25) 8137
大津年金事務所 ☎077(521) 1789



国民健康保険加入の皆さんへ



【高額療養費】 自己負担限度額を超えた医療費を支給します

医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた金額を支給します。保険がきかない差額ベッド代、入院時の食事療養費にかかる標準負担額などは、支給の対象外です。

自己負担限度額は、所得の状況や世帯での支払い状況等によって異なります。詳しくは保険証交付の際にお渡ししている「滋賀県の国保」のしおりをご覧ください。

8月1日からの新しい高齢受給者証を7月にお送りします

新しい高齢受給者証を7月中旬に市役所から郵送します。

新しい受給者証が届いたら書かれている内容をご確認ください。古い受給者証は、保険年金課または各支所にお返しいただくか、ご自宅で裁断などして廃棄してください。

高齢受給者証は、70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から75歳の誕生日の前日まで交付されるもので、医療機関での負担割合を記載した証です。

病院や薬局などでは、被保険者証と高齢受給者証の2枚をご提示ください。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。

認定証をお持ちの方には、更新のご案内を郵送します。保険年金課または各支所で手続きしてください。
☆この「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。現在お持ちでない方も、入院等で支払いが高額になる場合は、保険年金課または各支所で申請してください。

○持ち物

国保の被保険者証、印鑑、認定証(現在お持ちの方)、本人確認書類(運転免許証等)、世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの。過去12か月で90日以上入院されている方は、そのことがわかる領収書、委任状(同一世帯でない方が申請される場合)

〒990-8585 国保年金課 ☎(25) 8137

「高島サマーホリデー」ボランティア募集！

養護学校や小中学校の特別支援学級に通う児童・生徒の皆さんに、夏休みを有意義に過ごしていただくため、「高島サマーホリデー」を開催します。創作やプール遊びなどさまざまな活動を通じて、子どもたちとふれあひながら1日を楽しく過ごします。この事業をお手伝いして下さるボランティアを募集しています。

マンツーマンで参加児童・生徒と1日一緒に過ごしていただける方であればどなたでも大歓迎です。

▼開催会場と期間

《今津老人福祉センター》
7月26日(火)～29日(金)
《安曇川世代交流センター》
8月2日(火)～5日(金)、9日(火)、10日(水)、
12日(金)、23日(火)～26日(金)

▼時間 9時～16時

▼募集締切 7月15日(金)

〒990-8585 障がい福祉課 ☎(25) 8516